

平成 2 8 年 2 月

橋本市教育委員会定例会会議録

平成 2 8 年 2 月 2 2 日

教育委員会定例会会議録

開催日時 平成28年2月22日（月） 午前9時00分～

開催場所 橋本市教育文化会館 4階 第7展示室

出席委員 教育長職務代行者 清田 信
委 員 森田 知世子 米田 恵一 中尾 悦子

出席職員 教育次長 坂本 安弘 教育総務課長 櫻井 康雄
学校教育課長 辻脇 昌義 社会教育課長 水林 正美
文化スポーツ室長 海堀 不二夫 教育相談センター長 椿本 雅敏
教育総務課長補佐 廣畑 美佐 教育総務課主任指導主事 坂本 利一
橋本学校給食センター長 森下 泰行 高野口学校給食センター長 碓 弘一

1 開式

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報 告 事 項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 平成27年度教育委員会のジム点検及び評価に係る経過報告について

報告第3号 橋本市教育大綱について

報告第4号 平成28・29年度学校給食用物質納入業者の登録について

報告第5号 橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について

報告第6号 橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件について

報告第7号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

5 付 議 事 項

議案第1号 橋本市教育委員会公印規則の一部改正について

議案第2号 橋本市立学校給食センター条例執行規則の一部を改正する規則について

議案第3号 橋本市立学校給食徴収規則の一部を改正する規則について

6 協 議 事 項

議案第1号 平成28年度橋本市教育委員会基本方針と重点施策について

7 そ の 他

卒園式（閉園式）、卒業式について

中学校の統合について

会議の概要	開会 午前9時00分
事務局	これより教育委員会2月定例会議を開会いたします。 1月の署名について、森田委員お願いします。
森田委員	正確に記載されていたことを報告させていただきます。
事務局	2月の会議録署名委員は、米田委員にお願いします。 それでは、報告事項に入ります。 報告第1号教育状況について 今回は教育長不在なので、事務局より説明します。 資料をご覧ください。学校の閉鎖について高野口小学校が閉鎖となりましたので、4月から数えて、17校目のインフルエンザ、もしくは感染性胃腸炎という形で閉鎖が続いています。また学級閉鎖が出てきたら、随時報告をさせていただきます。 報告第1号は以上で割愛をさせていただきます。 これについて何かご質問等ございませんか。
米田委員	はい。
事務局	どうぞ。
米田委員	予算のこともあるのだらうと思うのですが、エアコンの小中学校への設置が進んでいると思うのですが、こういうことでございますので、夏休みを少しこちらの方に振替えていくというのもいいのではないかと思います。
事務局	意見という形で聞かさせていただきます。 他にありませんでしょうか。 特にないようですので、教育状況を終わらせて頂きます。 報告第2号から清田委員にお願いします。
清田委員	報告第2号 平成27年度教育委員会の事務点検及び評価に係る経過報告について事務局より説明をお願いします。
事務局	(別紙「平成27年度教育委員会の事務点検及び評価に係る経過報告について」資料より説明)
清田委員	ご質問ございませんか。

ないようですので、報告第2号を終わらせて頂きます。
続きまして、報告第3号橋本市教育大綱について説明をお願いします。

事務局 (別紙「橋本市教育大綱について」資料より説明)

清田委員 この件についてご質問ございませんか。
ないようですので、報告第3号を終わらせて頂きます。
続きまして、報告第4号平成28・29年度学校給食用物資納入業者の登録について説明をお願いします。

橋本学校給食センター長 (別紙「平成28・29年度学校給食用物資納入業者の登録について」資料より説明)

清田委員 この件についてどうでしょうか。
ないようですので、報告第4号を終わらせて頂きます。
続きまして、報告第5号橋本市基金条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

教育総務課長 (別紙「橋本市基金条例の一部を改正する条例について」資料より説明)

教育次長 ちょっと補足です。堀畑光久さんから市長に1千万円の基金の申入れがありました。野球場の建設等に役立てて欲しいというご本人の希望がございました。市としてそれを受けて、急遽建設ということでもありませんので、一旦は基金に積立て時期を見て、その基金を有効に使わせて頂くということで、新たに基金を設置したものであります。

清田委員 ご質問ございますか。よろしいですか。
そしたら、報告第5号を終わらせて頂きます。
報告第6号橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

教育次長 (別紙「橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」資料より説明)

清田委員 質問等ございませんか。
よろしいですか。

ないようですので、報告第7号を終わらせて頂きます。

報告事項は以上で終わらせ頂きます。
続いて付議事項に入らせて頂きます。

議案第 1 号橋本市教育委員会公印規則の一部改正について を議案といたします。説明よろしくお願いします。

教育総務課長 (別紙「橋本市教育委員会公印規則の一部改正について」について説明)

清田委員 只今の議案に対して、ご質問ご意見等ございましたら、よろしくお願いします。よろしいですか。

各委員 異議なし。

清田委員 ご異議ないようですので、原案の通り決することにします。
議案第 2 号 橋本市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について を議題とします。説明をお願いします。

高野口学校給食センター長 (別紙「橋本市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」について説明)

清田委員 質問等ありましたら、よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

清田委員 ご異議ないようですので、原案の通り決することにします。
議案第 3 号 橋本市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について を議題とします。説明をお願いします。

橋本学校給食センター長 (別紙「橋本市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」について説明)

清田委員 このことについてご質問ご意見等ありますか。

森田委員 27 年度からやり方を変えましたよね。未納の家庭はそれまでと同じなのか、それとも違うのか、減っているのですか。

高野口学校給食センター長 27 年度では学校の方に手続きをお願いしていたのですが、今委員がおっしゃったように 28 年度からは直接という形でしております。これは手順としては同じで、口座にお金を入れることを忘れていたとか、いろいろ学校教育課を通じて、保護者に連絡をして頂いて納入してもらっていました。先程の条例にもありました未納通知書を出していたわけなのですが、それと同時に個人宅へ直接連絡を入れさせて頂いて、納付を促している所です。それが今度 4 月 1 日からについては先程言わ

せてもらったように督促状を毎月配布して、徴収を挙げていくということで今回させて頂きます。若干徴収は増えてきている感じの所です。

清田委員 その他ございませんか。

米田委員 はい。未納の家庭というのは本当に払えない状況なのですか。

高野口学校給食センター長 経済的に苦しいところであれば、生活保護なり、準援などの対象としているわけなのですが、いろんな家庭があります。

米田委員 食育との関係もありますので、衣・食・住の大切なことの1つではあるのですが、前納と言いますか、お金は後でもらっているのですか。先払いですか。

高野口学校給食センター長 前納ではないです。

米田委員 これは前納に変えてみてはどうですか。それがなければ、来月分は出しませんよという風にしてみてもどうですか。これは子どもの食べることですから、そこの天秤をかけてみないといけないわけですが。

森田委員 要保護家庭は出ていますか。

事務局 出ています。

高野口給食センター長 いろいろ聞いている所によると、滞納をしている所には給食を出さないというような地方公共団体もあると聞いておりますが、そこまではいろんな関係で出来にくいのではないかと考えています。

清田委員 このことは意見として、細かいことはまた検討をして頂きたいと思います。

高野口学校給食センター長 徴収費に関しましては年11回頂いております。4月～7月までは当月に頂いております、8月が夏休みで給食がないのですが、9月分を8月に頂いております、2月～3月までについては前倒しで頂いている状況です。

清田委員 はい、他にありませんか。

中尾委員 すみません。滞納をされたのは最終的どのようになるのですか。
卒業をされて滞納をしていた場合はどうなるのですか。

橋本学校給食センター長 そういふのはあります。本人のところには納付書で、収めてくださいというのを連絡している状況です。その中で今後どうしていくのかということ、市にも債権回収対策室というのが出来ましたので、そこと連携をしていながら、滞納をして

いる方への徴収を検討していこうかと考えている所です。

米田委員 食い逃げは犯罪だという認識のもとでやって頂きたいと思います。

中尾委員 1年に何件くらいありますか。1件2件ではないですね。

橋本学校給食センター長 そうですね。

森田委員 要保護家庭とかは一旦払うのですか、もう引落しになっているのですか。

事務局 今はそのまま引落としという形になっていますので、一旦家庭に渡ってという形はこの形になってからなくなりました。

森田委員 そこは守られているのですか。

事務局 はい。

清田委員 よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

清田委員 ご異議ないようですので、原案の通り決することとします。

これで付議事項は終わらせて頂きます。

協議事項議案第1号平成28年度橋本市教育委員会基本方針と重点施策についてを議題とします。説明をお願いします。

事務局 例年、付議事項として基本方針と重点目標について出させてもらっていました。ただ、今年度報告第3号にもありましたように、橋本市教育大綱が出来ましたことにより、来年度の橋本市の教育を教育大綱に沿って変えていく必要もあるだろうと思いました。そこで最初の基本方針及び重点施策を大綱に合わせていく形で考えてみました。例年通りの4つのステージのやり方、元々活動方針として、家庭教育の支援、幼児教育の振興、学校教育の推進、社会教育の振興という4つのステージに割り振って、それぞれの重点施策をつくっていました。そのやり方はこの大綱をつくる時にこれも大事だけれども、縦のラインを貫くような基本方針をつくったら、ということで大綱の方で1豊かな心を育みます、2多様な学びとすこやかな体を育みます、3地域・家庭・学校の連携を育みますという基本方針を打ち立てて、その基本方針のもと、重点目標を策定しました。25ページに載せてあります。

(別紙「平成28年度橋本市教育委員会基本方針と重点施策について」資料より説明)

清田委員 以上の説明の通り、作成を進めてよろしいですか

各委員 異議なし

清田委員 それでは、できるだけ事務局の方で具体的なものをきちっと作り上げて出すよう、よろしくお願いします。
その他に入らせて頂きます。

事務局 卒園式、卒業式についてということで、前回お願いしたように、まず、中学校の卒業式が3月8日にあります。火曜日です。開式時刻9時半からとどの中学校もなりますので、少し早めに行って頂くことになります。よろしくお願いします。
続いて、中学校の統合について報告をさせていただきます。平成28年度4月1日から橋本中央中学校がスタートするというので、3月24日の閉校式が朝10時から3校とも同時にやらせていただく予定です。その時のよろしくお願いします。

米田委員 開校式はどうなりますか。

事務局 開校式は今の所4月に入ってから少し学校の準備片付けが忙しいので、少し落ち着いた時にということで、あやの台小学校も6月に運動会と合わせて行いましたので、5月か6月の少し落ち着いた時期に開校式をやせて頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

その他以上です。

清田委員 他にその他ありませんか。

次回3月定例会は3月23日（水）午前9時00分からお願いします。みなさんよろしいですか。それではそのように決定いたします。これで2月定例会を閉会いたします。

（午前10時30分）

署 名 委 員